

第4期岸和田市男女共同参画推進計画 (案)

令和3（2021）年 月

岸 和 田 市

はじめに

本市では、平成 23 年 4 月 1 に「岸和田市男女共同参画推進条例」が施行され、「市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組む」と宣言しています。

平成 4 年に「きしわだ女性プラン」、平成 13 年に「第 2 期きしわだ女性プラン」、平成 23 年に「岸和田市男女共同参画推進計画－第 3 期きしわだ女性プラン－」を策定し、継続的かつ計画的に男女共同参画社会の実現をめざして諸施策に取り組んでまいりました。

このたび、第 3 期の計画期間が満了となることから、今後の本市の男女共同参画のまちづくりをさらに進めていくため、本計画を策定いたします。

少子高齢化、生産年齢人口の減少、社会経済の変化の中で、人の意識もかわり、多様な性のあり方への理解や女性の活躍推進、働き方改革など新たな課題もみえてまいりました。

一方、まだまだ、固定的な性別役割分担の考え方に基づく社会制度や慣習は残っています。

地域においても一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、まちづくりをすすめていくことが求められています。誰もが暮らしやすいまちにするために、男女共同参画をすすめ、希望のある未来を、次世代に伝えていきたいと思えます。

市民の皆様や関係各位におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました岸和田市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、各団体の皆様、近畿大学泉州高等学校様、市民意見交換会にご出席いただいた皆様に感謝申し上げますとともに、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に、心からお礼申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

岸和田市長 永野 耕平

岸和田市がめざす男女共同参画社会

男女共同参画社会とは…

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」
(男女共同参画社会基本法第2条)

岸和田市男女共同参画推進条例（2011年4月1日施行）

一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合うことができる男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や市民、事業者、教育関係者の皆さんと市が取り組むことなどについて、必要な事項を定めています。

男女共同参画社会が実現すると…

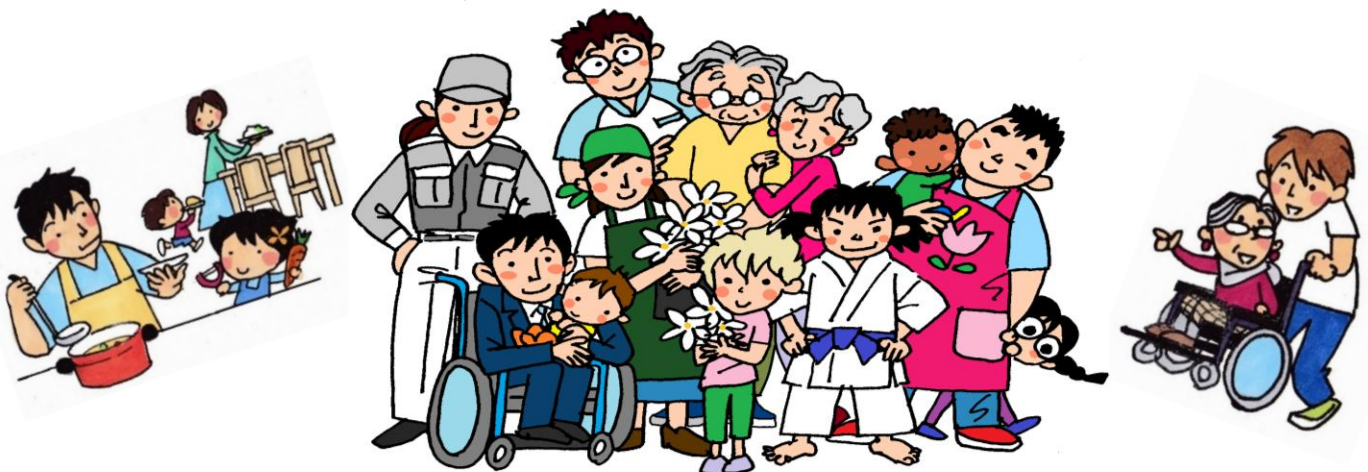
「男性だから」「女性だから」といった、性別による固定的な役割分担意識を解消することで、一人ひとりの選択肢の幅が広がり、持てる能力を十分に発揮することができます。それは、自分の意思で社会に参画し、互いを尊重し、支え合える、誰もが暮らしやすいまちづくりにつながります。

家庭では…

- ・男女が対等な家族の構成員として、家事や育児、介護等をお互いに協力して行っています。
- ・性別に関わりなく、子ども自身の個性や自主性を尊重した子育てが行われています。
- ・お互いを尊重し、相手を思いやり、DV(パートナー間の暴力)のない社会で安心して暮らしています。

学校園では…

- ・性別に関わりなく、自主的に学び、考え、行動する子どもを育てる教育が行われています。
- ・発達段階に応じた授業やさまざまな活動を通して、お互いを尊重する意識が育まれています。



職場では…

- ・募集や採用、配置、昇進等の場面で、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
- ・方針決定の場へ男女が対等に参画し、活力ある運営が行われています。
- ・家庭生活や地域活動と仕事とのバランスがとれた労働環境が整い、男女がゆとりをもって働いています。

地域では…

- ・古い習慣やしきたりにとらわれず、お互いの行動や考え方を尊重しています。
- ・意思決定の場へ男女が対等に参画し、活力あるまちづくりが行われています。
- ・地域活動やボランティアに男女がともに積極的に参画し、誰もが住みよいまちづくりに取り組んでいます。